

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現しなければならない。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高などによる歳出増の要因が拡大し、これまでのような削減努力のみでは対応が困難となっている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化、老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

については、国におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

- 1 地方財政計画について、増大する財政需要を適切に反映し、地方一般財源総額を確保すること。
- 2 税制改正による地方減収については、代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保すること。
- 4 地方の役割に見合う地方税体系の充実を図ること。
- 5 子ども・子育て政策の強化に伴う地方負担については、国の責任において財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月30日

京都府精華町議会  
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官